
障がい福祉計画（第7期）

障がい児福祉計画（第3期）

（令和6年度から令和8年度）

令和6年3月

西予市

第1章 計画の目標

1. 基本的な方針

令和5年5月に新たな「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針」が公布されました。

「基本指針見直しの主なポイント」として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備など、計画に加えるべき方向性が示されています。第7期西予市障がい福祉計画及び第3期西予市障がい児福祉計画は、この基本指針に基づき、成果目標を設定します。

「障がい」の表記について

本市では、「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名等のような固有の名称を除き、「障害」の「害」を「がい」とひらがな表記しています。

【基本指針見直しの主なポイント】

1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた相談支援業務の体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・ 就労選択支援の創設への対応
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携

4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 医療時ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進

5 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ 家族に対する支援体制の充実
- ・ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成者の推進

6 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実、強化等に向けた取組の推進

7 障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

8 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、包括的な支援体制の構築の推進

9 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

10 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・ データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握

12 障がい者による情報の取得利用、意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

【成果目標（令和 8 年度末の目標）の見直しのポイント】

1 施設入所者の地域生活への移行
・ 地域移行者数：令和 4 年度末時点の施設入所者の 6 %以上 ・ 施設入所者数：令和 4 年度末時点の施設入所者数の 5 %以上削減
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 3 2 5.3 日以上 ・ 精神病床における 1 年以上入院患者数の減少 ・ 精神病床における早期退院率 3 か月後 6 8.9 %以上、6 か月後 8 4.5 %以上、 1 年後 9 1.0 %以上
3 地域生活支援の充実
・ 各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証、検討を行うこと ・ 強度行動障がい有する者に関して、支援体制の整備を進めること【新規】
4 福祉施設から一般就労への移行等
・ 一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の 1.2 8 倍以上 ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上【新規】 ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和 3 年度末実績の 1.4 1 倍以上 ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 地域社会への参加、包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 医療的ケア児（※）支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

（※）医療的ケア児：たん吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為が必要な児童のこと。

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ・ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等
【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

2. 成果目標の設定

障がいのある人の自立支援に向けて、入所等から地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、令和 8 年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児計画の実績等に基づき、次に掲げる事項についてそれぞれの成果目標を設定し、着実に取組をすすめていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和 4 年度末時点での福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等、訪問系・日中活動系サービスを利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和 8 年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

【国の基本指針】

① 地域生活への移行者数：

令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行する。

② 施設入所者数：令和 4 年度末時点の施設入所数の 5 %以上削減する。

【本市の目標】

国の基本指針では、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が、令和 8 年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減することを基本とするものとされています。

西予市における令和 4 年度末の地域生活への移行者は 0 人、施設入所者数は 1 0 7 人となっています。

以上の国の基本指針等に基づきながら、本市の実情を踏まえ、各事業の目標値を次のとおり設定しました。

① 施設入所者の地域移行

令和 8 年度末までに令和 4 年度末の施設入所者数の 1 0 7 人の 1 %にあたる 1 人がグループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
施設入所者数	1 0 7 人	令和 4 年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域移行者数	1 人	令和 8 年度末までに地域生活へ移行する者の数（B）
地域生活移行率	1 %	B / A

（参考）施設入所者の推移

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設入所者数（人）	1 0 2	1 0 4	1 0 7

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用数。

② 施設入所者の削減

施設入所者については、令和 8 年度末時点で令和 4 年度末時点の施設入所者数である 1 0 7 人の 1 %以上である 1 人を削減することを目指します。

項目	数値	考え方
施設入所者の削減数	1 人	令和 8 年度末時点での削減見込数（C）
施設入所者の削減割合	1 %	令和 4 年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C / A）

【達成に向けた取組】

本市では、国の基本指針を踏まえ、地域生活移行者数においては施設入所者および介護者の高齢化や障がいの重度化等の理由により厳しい状況であるため、1 名を目標とします。施設入所者の削減においては、入所待機があり、利用のニーズがあるため 1 名を目標とします。

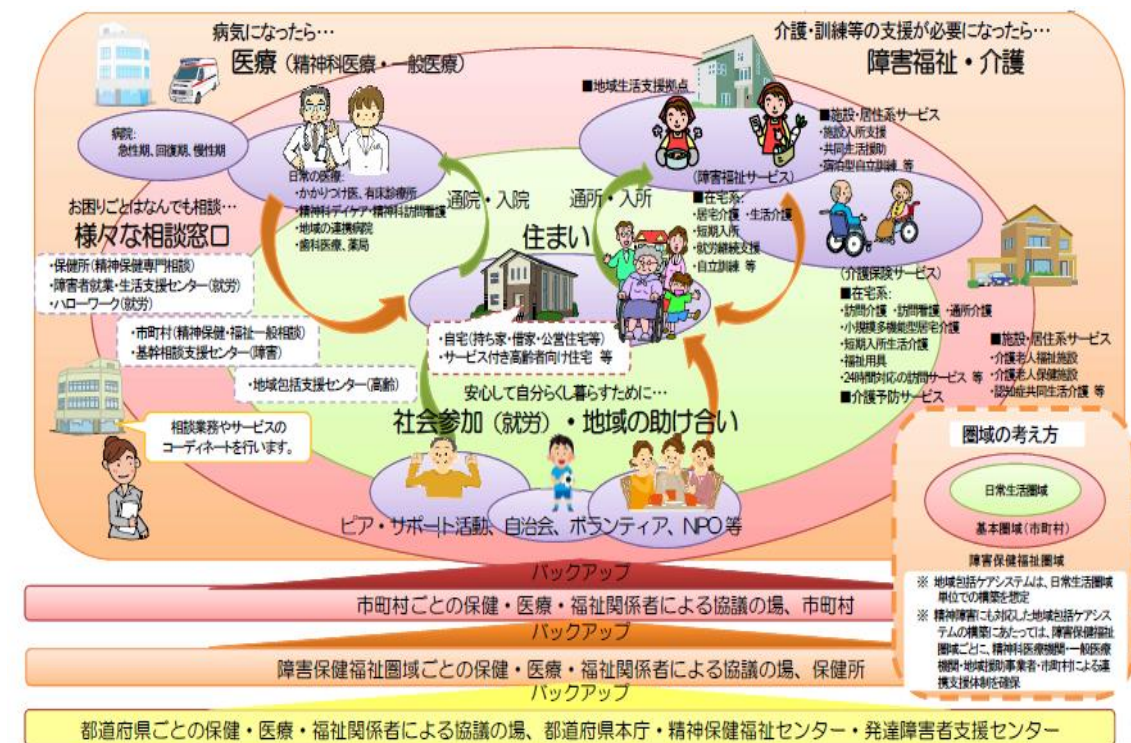
地域生活への移行を進めるためには、地域生活での住まいの場としてグループホーム等の確保が重要であるため、県と連携を行いながら、グループホーム等の質及び量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

あわせて、障がいのある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。

（２） 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組をはじめ、障がいの状況に合わせて入所施設等から地域への移行、定着支援などを推進します。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



厚生労働省ホームページより

【国の指針】

- ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数の見込を設定する。
- ② 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族などの関係者ごとの参加者数の見込を設定する。
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
の見込を設定する。
- ④ 精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込を設定する。
- ⑤ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込を設定する。
- ⑥ 精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込を設定する。
- ⑦ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込を設定する。
- ⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込を設定する。【新設】

【本市の目標】

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携をして取り組むとともに、国の指針に基づいた活動指標を明確にし、各項目の取組を積極的に推進することが必要です。

項目	数値
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	1 回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	7 人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	1 回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1 人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1 人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1 3 人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1 人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1 人

【達成に向けた取組】

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進します。「保健・医療・福祉関係者による協議の場」において、退院後の精神障がいのある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重症化や「親亡き後」に備えるため、当事者やその家族のニーズの高い機能から、協議会等を活用して段階的に整備を進めていくよう検討していきます。

【国の指針】

- ① 令和８年度末までの間、各市町村又は圏域に地域生活支援拠点等を確保するとともに効果的な支援体制構築のため、コーディネーターを配置する。
- ② 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上、運用状況の検証及び検討することを基本とし、実施回数について年間の見込を設定する。
- ③ 令和８年度末時点までの間、各市町村又は圏域で強度行動障がい有する者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【本市の目標】

国の基本指針では、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等、効率的な支援体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用況を検証および検討することとしています。

また、強度行動障がい有する障がいのある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、令和８年度末までに、各市町又は圏域において、強度行動障がい有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を図ることを基本としています。

以上の国の基本指針等に基づきながら、本市の実情を踏まえ、各事業の目標値を次のとおり設定しました。

項目		数値
①地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	検討 1 か所
	コーディネーター配置人数	検討
②地域生活拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回／年）		検討 1 回
③強度行動障がい有する者に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備【新規】（回／年）		検討 1 回

【達成に向けた取組】

地域生活支援拠点等の整備について、可能な限り早期に実現できるよう努めます。整備にあたっては、当事者や家族のニーズの高い機能から、協議会等を活用して段階的に整備を進めていくことを検討していきます。市での単独設置が難しい場合は、圏域での設置も視野に入れ、関係機関と連携し検討を進めていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

（ア）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【国の指針】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和８年度末までの間に移行

する者の目標値は、令和３年度末時点の一般就労実績の１．２８倍以上とする。

② 上記（１）のうち、就労移行支援事業から、令和８年度末までの間に移行する者の目標値は、令和３年度の一般就労への移行実績の１．３１倍以上とする。

③ 上記（１）のうち、就労継続支援Ａ型事業から、令和８年度末までの間に移行する者の目標値は、令和３年度の一般就労への移行実績のおおむね１．２９倍以上を目指す。

④ 上記（１）のうち、就労継続支援Ｂ型事業から、令和８年度末までの間に移行する者の目標値は、令和３年度の一般就労への移行実績のおおむね１．２８倍以上を目指す。

⑤ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。

【新規】

【本市の目標】

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度末までに一般就労への移行者が、令和３年度の一般就労への移行実績の１．２８倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和８年度末までに一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

西予市において、令和３年度末時点での一般就労への移行者数は３名、そのうち就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数は０人、就労継続支援事業を通じた一般就労への移行者数は３人で、就労継続支援Ｂ型事業からの移行でした。

以上の国の基本指針等に基づきながら、本市の実情を踏まえ、各事業の目標値を次のとおり設定しました。

- ① 令和 8 年度末までに、5 人が就労移行支援事業等を通じて一般就労することを目指します。
- ② 就労移行支援事業利用者から、令和 8 年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- ③ 就労継続支援 A 型事業利用者から、令和 8 年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- ④ 就労継続支援 B 型事業利用者から、令和 8 年度末までに 3 人が一般就労することを目指します。

項目	令和 3 年度 実績	令和 8 年度 目標値	数値 (国の指針)
① 一般就労への移行者数	3 人	5 人	1.66 倍 (1.28 倍)
② 就労移行支援事業所からの 移行者数	0 人	1 人	— (1.31 倍)
③ 就労継続支援 A 型事業から の移行者数	0 人	1 人	— (1.29 倍)
④ 就労継続支援 B 型事業から の移行者数	3 人	3 人	1.00 倍 (1.28 倍)

- ⑤ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割を目指します。

項目	数値
⑤ 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の 割合が 5 割以上の事業所の割合【新規】	5 割

(イ) 就労定着事業に関する目標

【国の指針】

- ① 就労定着支援事業の令和 8 年度末の利用者数の目標値は、令和 3 年度末時点の実績の 1.4 1 倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労定着支援事業のうち、就労定着率（※）が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。【新規】

※就労定着率：過去 3 年間の就労定着支援の総数利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

【本市の目標】

項目	令和 3 年度 実績	令和 8 年度 目標値	数値 (国の指針)
① 就労定着支援事業の利用者数	2 人	3 人	1.5 0 倍 (1.4 1 倍)

項目	数値
② 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所	2 割 5 分

【達成に向けた取組】

一般就労への移行を推進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ふるさとハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、企業に対して障がいのある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、福祉施設からの就労支援強化に努めます。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大に努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がいの疑いがある段階から保健、医療、福祉、保育、教育支援、就労支援など、関係機関と連携し、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。相談支援の提供にあたっては、検証・評価を行いながら相談能力の向上に努め、サービスの質の確保を図ります。

【国の指針】

① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。（※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること）

② 障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業者等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③ 「難聴児の早期発見・早期療養推進のための基本方針」を踏まえ、令和８年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療養につなげる連携体制の構築で推進すること。

④ 令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

⑤ 令和８年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市の目標】

項目	数値
① 児童発達支援センターの設置	検討 一か所
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	維持 一か所
③ 主に重症心身障がい児(※)を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持
④ 医療的ケア児(※)支援のための関係機関の協議の場	維持
⑤ 医療的ケア児(※)支援に関するコーディネーターの配置	維持 2名

(※)重症心身障がい児：重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある障がい児

(※)医療的ケア児：たん吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為が必要な児童のこと。

【達成に向けた取組】

障がい児支援の提供体制については、市内に支援の中核となる児童発達支援センターの設置がないため、国の方向性に従い、市内に1カ所設置するよう検討を行うこととします。

保育所等訪問支援については、市内の事業所1カ所においてサービスの提供ができるよう整備しています。今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけていきます。

重症心身障がい児が地域で支援を受けられるよう、市内または圏域で設置するよう検討を行い、確保に努めます。

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるための、保健・医療・障がい福

社・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置はすでに行っていますが、支援体制のさらなる強化のためコーディネーターの配置について検討し機能の充実を図ります。

（６） 相談支援体制の充実・強化等

総合的、専門的な相談を行う、「基幹相談支援センター」の体制整備について検討を進め、相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の構築を目指します。

「基幹相談支援センター」が市内の相談支援事業所への専門的な指導や研修、連絡会の実施等により連携を強化し、相談支援事業の活性化を図ります。

【国の指針】

- ① 令和８年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【新規】

【本市の目標】

項 目	数 値
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の強化	拡充
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施【新規】	拡充
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	維持 12回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	維持 8回

【達成に向けた取組】

西予市障がい者自立支援協議会において、相談支援体制の充実・強化について協議し、市基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組をより行えるよう検討を進めます。

（７） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障がいのある人が真に必要とするサービスが適切に提供できるよう、県が実施する研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析・共有等により、障害福祉サービスの質の向上に取組ます。

【国の指針】

令和８年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【本市の目標】

項 目	数 値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	継続 ２人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	継続

【達成に向けた取組】

県が開催する障害福祉サービス等の研修会に積極的に参加し、サービスの向上を図ります。

障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図ります。

第 2 章 障害福祉サービスの利用状況と見込量

『第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1. 障害福祉サービスの内容

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障がい、精神障がいであって、常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援 【新規】	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月1日創設)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型	雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援 (個別計画作成)	・サービス利用支援 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います ・継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

2. 障害福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策

これまでのサービス利用実績や今後のサービス利用意向を勘案し、令和6年度から令和8年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込み量（月あたり）を次のとおり設定します。

市内及び近隣のサービス事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業所への必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

また、障がい者の地域における安全な生活の場の整備を行い、個々のニーズや状況に即した必要なサービスの確保に努めることを目的に、障害福祉施設等について、防災・減災、国土強靱化の観点から、危険区域からの移転、耐災害性強化対策等について、関係機関と連携し整備に向けて支援します。

（1）訪問系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間	418 (467)	216 (482)	213 (497)	276	359	467
	人	31 (37)	31 (38)	31 (39)	33	35	37
重度訪問介護	時間	0 (0)	0 (0)	496 (0)	496	496	500
	人	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1
同行援護	時間	55 (20)	54 (20)	72 (20)	80	80	80
	人	7 (6)	8 (6)	8 (6)	9	9	9
行動援護	時間	46 (40)	38 (40)	42 (40)	42	42	42
	人	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
	人	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

【見込量確保のための対策】

現在、西予市内でサービスを提供している事業所は8か所あります。市外の事業所を利用している人もいます。利用者が高齢になり介護保険のサービスに移行するため利用者数は減少するものの、一人ひとりの利用時間は増加すると考えます。今後、利用者のニーズに応えるためには複数の事業所を利用する場合も考えられます。

利用者が必要とするサービス量を確保するとともに、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業所との情報交換や連絡調整を通じて連携の強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス 種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①生活介護	人日分	2,781 (3,273)	2,751 (3,274)	2,775 (3,275)	2,831	2,888	2,946
	人	135 (143)	134 (144)	134 (145)	134	135	136
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	0 (0)	24 (0)	36 (0)	36	36	40
	人	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2	3	4
④就労選択 支援【新規】	人	-	-	-	-	1	1
⑤就労移行 支援	人日分	15 (45)	27 (46)	27 (47)	29	31	33
	人	2 (5)	3 (7)	2 (9)	2	2	3
⑥就労継続 支援A型	人日分	121 (135)	124 (135)	120 (135)	123	127	131
	人	6 (8)	7 (8)	7 (8)	7	7	8

サービス 種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
⑦就労継続 支援B型	人日分	2,950 (2,887)	2,942 (2,933)	3,005 (2,979)	3,081	3,159	3,238
	人	155 (147)	158 (149)	159 (151)	163	168	173
⑧就労定着 支援	人	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1	1	2
⑨療養介護	人	14 (16)	14 (16)	14 (16)	14	14	14
⑩短期入所 (福祉型)	人日分	203 (265)	158 (267)	164 (269)	174	185	197
	人	15 (14)	15 (15)	16 (16)	14	15	16
⑪短期入所 (医療型)	人日分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

【見込量確保のための対策】

- ① 生活介護は施設入所者の日中活動となりますが、特別支援学校の卒業生の新規利用などにより一定数の増加が見込まれ、また、通所による利用が増えています。今後も、在宅の重度障がいの方の日中の活動の場として利用が増えてくると考えられます。
- ②、③ 自立訓練は、西予市内に自立訓練事業所がないことから、利用はあまり見込めません。

- ④ 令和 7 年度に新設される就労選択支援は、障がい者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、よりよい就労への選択につながることを目的としています。サービスの対象者への制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集を行います。サービス量については制度新設の 7 年度から見込みました。
- ⑤ 就労移行支援は、西予市内の一般事業所も少ないことから、就労移行支援から一般就労に結び付けることが難しい状況です。現在の利用状況から市外の事業所を利用する方も含めて、今後の利用を見込みました。
- ⑥ 就労継続支援 A 型は、市内には就労継続支援 A 型事業所がないことから、市外の事業所を利用されています。そのため、通勤時間もかかり利用しにくい状況であり、通所での利用者数は現状とほぼ変わらないと見込んでいます。
- ⑦ 就労継続支援 B 型は、市内でサービスを提供している事業所が 8 か所あり、利用者が年々増えている状況です。障がい者の就労の場として定着していることもあり、引き続き利用者は増加すると見込んでいます。
- ⑧ 就労定着支援は、市内には就労定着支援事業所がないことから、市外の事業所を利用されています。引き続き市外の事業所の活用等、広域的な対応により必要なサービスの確保とサービスの質の向上に努めます。
- ⑨ 療養介護は、重度の心身障がい者で同時に医療が必要な人が対象です。現在の利用者数で推移すると思われます。
- ⑩、⑪ 短期入所は、介護者の病気などにより、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする人が増えています。家族と一緒に生活することを希望している人が多いことから、介護者のレスパイト(※)利用も含めて、今後も引続いて利用があると見込んでいます。
- ※レスパイト…支援者が介護を一時的に代替えて、リフレッシュしてもらうこと

(3) 居住系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス 種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①自立生活援助	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
②共同生活援助 (合計)	人	63 (52)	64 (53)	66 (54)	66	67	69
③共同生活援助 (介護サービス 包括型)	人	52 (49)	55 (50)	57 (52)	57	58	59
④共同生活援助 (外部サービス 利用型)	人	9 (9)	7 (8)	7 (8)	7	7	8
⑤共同生活援助 (日中サービス 支援型)	人	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2	2	2
⑥施設入所支援	人	104 (107)	107 (107)	106 (107)	106	106	106

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

【見込量確保のための対策】

① 自立生活援助については、地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう事業所との情報交換を行い利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

②、③、④、⑤ 共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者や退院可能な精神障がい者が、地域生活へ移行する際の受け皿として重要なサービスです。地域での

生活を望む障がい者の多くは、一人で生活することが困難なことから、今後も共同生活援助を必要とする人が同程度あると見込みました。また、施設入所者の地域移行も促進していくこととし、今後の利用者の増加を見込んでいます。

⑥ 施設入所支援は、入所者の地域生活への移行を進めている一方で、在宅の人が、障がい者本人や介護者の高齢化等の理由で入所を必要とする場合も多くあり、利用意向も高く、計画値は横ばいで推移しています。今後も地域移行を促進していくことし、利用者を見込みました。

(4) 相談支援

【サービス利用実績と見込量】

サービス 種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①計画相談支援	人	90 (76)	89 (78)	86 (80)	94	103	113
②地域移行支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
③地域定着支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

【見込量確保のための対策】

- ① 計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者はほぼ全員が利用しています。
- ②、③ 地域移行支援、長期入院となっている人を対象に地域移行を促進しており、地域移行支援終了後に地域定着支援を行います。受け入れ先となるグループホーム等も少ないことから、利用量を見込みました。

3. 障害児福祉サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援 (個別計画作成)	・障がい児支援利用援助 障がい児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画の作成を行います。 ・継続障がい児支援利用援助 障がい児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等に利用計画の見直しを行います。

4.障害児福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策

これまでのサービス利用実績や今後のサービス利用意向を勘案し、令和6年度から令和8年度における障害児通所支援の必要な見込み量（月あたり）を次のとおり設定します。

事業の推進にあたっては、18歳到達後の障がい児から障がい者への切替も視野に、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関と連携を図ります。

【サービス利用実績と見込量】

サービス 種別	単位	第6期計画 実績値 (見込量)			第7期計画 見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①児童発達 支援	人日分	65 (20)	50 (20)	66 (20)	70	80	80
	人	11 (7)	16 (7)	16 (7)	16	17	17
②医療型児 童発達支援	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
③放課後等 デイサービス	人日分	149 (491)	151 (515)	412 (540)	441	472	506
	人	31 (39)	30 (40)	31 (41)	31	32	34
④保育所等 訪問支援	人日分	11 (5)	13 (5)	16 (5)	16	17	17
	人	8 (5)	11 (5)	16(5)	16	17	17
⑤居宅訪問 型児童発達 支援	人日分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
⑥障害児 相談支援	人	13 (12)	15 (12)	15 (12)	16	17	19

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

【見込量確保のための対策】

- ① 児童発達支援は、療育を提供する事業所が、西予市内に 1 か所しかないため、近隣市町の事業所へ通所している児童もいます。早期発見、早期支援が将来の自立に大きな効果があり、悩みを持つ保護者のニーズも高く、今後も同程度の利用があると見込んでいます。
- ② 医療型児童発達支援は、西予市内に医療型児童発達支援が行える事業所はありませんが、近隣市町の事業所での利用を希望される場合は、関係機関と連携を取り、適切にサービスが提供できるよう努めます。
- ③ 放課後等デイサービスは、長期休暇中の利用が多く見受けられ、また、一人あたりの利用日数の増加も顕著にあらわれています。障がい児が安心して過ごせる居場所として、今後も増加が見込まれます。
- ④ 保育所等訪問支援は、地域での生活を支えるうえで重要な支援であり、今後も一定の利用があると見込んでいます。
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援は、住み慣れた場所で支援を受けることは障がい児にとっても安心につながり重要なサービスと考えます。西予市内に対応できる事業所がないため、今後のニーズに合わせ適切なサービスの提供ができるよう努めます。
- ⑥ 障害児相談支援は、西予市では全対象者に対して利用計画書を作成しており、市内 2 か所の相談支援事業所と市外 1 か所の児童専門相談支援事業所に対応しています。今後も定期的なモニタリングと利用計画相談支援を行っていきます。

第 3 章 地域生活支援事業

本市は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

1. 目的

本市に住む障がいのある人が、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2. 基本的な考え方

目的の実現に向けて、障害者自立支援給付とあわせ、市民が必要とするサービスを提供するものとします。

本市の障がいのある人の状況、社会資源の状況、地域的なニーズの特性などに応じて、柔軟で効果的なサービスを提供します。

3. 事業実施の考え方

本市に住む障がいのある人が地域で自立生活を進めるにあたって必要な事業として、障害者総合支援法施行前に実施していた事業の継続を図りつつ、障がい者や家族のニーズに沿って新たな事業を行います。地域生活支援事業には、障害者総合支援法第 77 条第 1 項事業（市が実施しなければならない事業）、障害者総合支援法第 77 条第 3 項事業（任意の事業）があります。

4. 利用者負担

制度を安定的にかつ継続的に運営するため、基本的に「利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担」の考え方を尊重し、原則として利用サービス額の1割を利用者負担とし、利用者負担の軽減を図るため、所得に応じて月額負担上限額を設定しています。

ただし、利用者負担になじまない、又は困難な事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、社会参加促進事業等）については、全額公費負担とし、利用者負担は無料とします。

5. 事業内容

(1) 必須事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催など啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。
相談支援事業	① 障害者相談支援事業 ア 福祉サービスの利用援助に関する業務 イ 社会資源を活用するための支援に関する業務 ウ 社会生活力を高めるための支援に関する業務 エ ピアカウンセリングに関する業務 オ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務 カ 専門機関の紹介に関する業務

事業名	内容
相談支援事業	② 相談支援機能強化事業 ア 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 イ 自立支援協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言等に関する業務 ウ 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務 エ 障害者自立支援協議会の運営に関する業務 ③ 住宅入居等支援事業 ア 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務 イ 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡、調整等に関する業務 ④ 成年後見制度利用支援事業 ア 制度の利用に関する情報の提供に関する業務 イ 関係機関等との連絡調整に関する業務 ⑤ 障がい者虐待防止支援事業 ア 事実確認及び訪問調査に関する業務 イ 障がい者等への支援等、虐待対応に関する業務
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の行為を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

事業名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得した人材の養成を行います。
移動支援事業	地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅢ型事業所において、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業（西予市実施事業）

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、市や社会福祉協議会の広報、タウン誌等を録音、配付、読み聞かせを行う朗読ボランティア団体の活動の支援及び啓発活動を行います。

6. 各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

地域生活支援事業の実施にあたっては、障害支援区分認定、心身の障がいの状態、介助者の状況などを総合的に勘案しつつ、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスのほか、地域で生活するうえで必要な支援に関し、必要なサービスが受けられるよう配慮します。

■第6期障がい福祉計画 地域生活支援事業の実績値等

事業名	単位	実績値 (見込量)		
		3 年度	4 年度	5 年度
相談支援事業				
相談支援事業				
一般相談支援事業	箇所	5 (4)	5 (4)	5 (4)
成年後見人制度利用支援事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)
市町村相談支援機能強化事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)
住宅入居等支援事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)
成年後見制度利用支援事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	件数 /月	13 (12)	10 (15)	7 (15)
要約筆記奉仕員派遣	件数 /月	0 (0)	0 (0)	0 (0)
手話通訳者設置事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)

事業名	単位	実績値 (見込量)		
		3 年度	4 年度	5 年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	0 (3)	0 (4)	1 (4)
自立生活支援用具	件/年	2 (10)	2 (12)	1 (12)
在宅療養等支援用具	件/年	5 (5)	3 (5)	1 (5)
情報・意思疎通支援用具	件/年	7 (5)	20 (5)	6 (5)
排泄管理支援用具	件/年	1,327 (730)	1,337 (750)	1,152 (750)
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1 (1)	0 (2)	1 (1)
移動支援事業	人/月	5 (8)	6 (10)	7 (12)
	時間/月	92 (130)	100 (140)	104 (150)
地域活動支援センター	箇所	2 (2)	2 (2)	2 (2)
訪問入浴サービス	人/月	2 (1)	0 (1)	0 (1)
	日/月	12 (12)	0 (12)	0 (12)
日中一時支援事業	人/月	38 (25)	32 (30)	40 (35)
	日/月	235 (130)	180 (130)	270 (130)
奉仕員養成研修事業	事業	1 (1)	1 (1)	1 (1)

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用実績数。

※ 令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量。

■第7期障がい福祉計画 地域生活支援事業の必要な見込量

事業名	単位	見込量			
		6年度	7年度	8年度	
相談支援事業					
相談支援事業					
一般相談支援事業	箇所	5	5	5	
成年後見人制度利用支援事業	有無	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣	件数/月	12	15	15	
要約筆記奉仕員派遣	件数/月	1	1	1	
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	
自立生活支援用具	件/年	5	5	5	
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	6	7	
排泄管理支援用具	件/年	1,320	1,320	1,340	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1	
移動支援事業	人/月	8	10	12	
	時間/月	130	140	150	
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	
訪問入浴サービス	人/月	1	1	1	
	日/月	12	12	12	
日中一時支援事業	人/月	42	45	48	
	日/月	300	330	380	
奉仕員養成研修事業	事業	1	1	1	

※ 各年度の月末（3月提供分）における月間の利用見込数。

7. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある方やその家族、そして地域住民の方に対し、障がいの特性や性質について、理解を深めるための活動や研修等を実施します。

(2) 相談支援事業

障害者相談支援事業については、委託事業所の充実を図り、身近でより利用しやすい窓口になるよう相談支援の向上を図ります。

また、障がい者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービスの利用の援助や関係機関との連携が適切に行われるよう、本市の実情に応じた相談支援体制の整備を図ります。

(3) 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度は、知的障がい者や精神障がい者で判断能力が不十分なために、契約などの意思決定が困難であったり、財産の管理ができにくい状況になったりした場合に成年後見人に判断能力を補ってもらう制度です。

成年後見制度の利用が困難であると認められる人に代わって、市、親族、検察官等は家庭裁判所へ成年後見人制度の利用申立てをすることができます。また、成年後見制度の利用に要する費用や後見人の報酬を助成します。

(4) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣についてのコーディネートをきめ細かく行い、サービスの向上に努めます。

手話通訳者派遣の需要に対しては、引き続き必要なサービス量を確保します。

(5) 日常生活用具給付等事業

サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるように、情報提供に努めます。
技術の進歩による新たな製品について、情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

(6) 移動支援事業

事業内容を広く障がいのある人に理解して頂くよう努めるとともに、利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

(7) 地域活動支援センター事業

創作的活動及び地域交流の場としての内容の充実を図り、地域社会との交流が促進されるよう事業を行います。

(8) 訪問入浴サービス

サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるように、情報提供に努めます。

(9) 日中一時支援事業

障がい者の日中の活動の場として、また介護者の一時的な休息に利用して頂くよう事業の拡充に努めます。

(10) 奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座では、手話通訳の充実を図るため、対面で話のできる手話ボランティア（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成講座を引き続き実施し、手話派遣登録のできる人員の養成を行うなど、人材の確保に努めます。

第4章 制度の円滑運営の仕組み

1. 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準

支給決定は本市が定める基準（「支給決定基準」という。）に基づき行います。

その際、障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するために、支給決定の各段階において、「障がい者の心身の状況（障害支援区分）」「社会活動や介護者、居住等の状況」「サービスの利用意向」など以下の①～⑨の事項を把握、勘案します。

- ① 障害支援区分又は障がいの種類及び程度その他の心身の状況
- ② 介護を行う人の状況
- ③ 介護給付費等の需給状況
- ④ 障害児施設等の利用状況
- ⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障がいのある人の利用意向の具体的内容
- ⑧ 障がいのある人の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備状況

■ 支給決定プロセス

受付・申請

介護給付

訓練等給付 ※2

(1) 障害支援区分の認定 ※1

(2) サービス等利用計画案の作成

(3) 支給決定

(4) サービス担当者会議

(5) 支給決定時のサービス等利用計画

(6) サービス利用

支給決定後のサービス等利用計画

※ 1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。

ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※ 2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

2. 公平・公正な認定審査

認定調査員や認定審査会委員のスキルアップを図るため、県が行う「市町審査会委員研修」に積極的に参加し、調査研究を重ね、調査及び審査の均質化を図り、正確・公平な認定に努めます。障がいのある人やその家族には、訪問調査や認定の仕組みなど障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化への理解を求め、適正な障害支援区分認定をめざします。また、認定の円滑化を図り、効率的な認定事務に努めます。

3. サービスの質の確保

サービスの質の確保の観点から、県との連携によりサービスの適正化を図ります。

また、「西予市障害者自立支援協議会」を活用し、サービスの質的向上や医療との連携を強化するとともに、地域のインフォーマルサービス(※)なども組み入れた総合的なサービス提供に取り組めます。

さらに、県の研修により、相談支援専門員のスキルアップを図りながら、「西予市障害者自立支援協議会」による困難ケースへの対応にも取り組めます。

※インフォーマルサービス…法的制度を使わないサービスをいい、ボランティアが行うサービスや家族・親戚・近所の力などをいう。

第5章 総合的なサービス提供体制の確保

1. 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障がい者が自分らしく安心して地域で生活を行うため、様々な障がい者に対する福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、障がい者が必要とするサービスの適切な利用につながるよう、広報や各種パンフレット、インターネット等により、分かりやすく、かつ、障がいの種類に応じた情報提供を図ります。

2. 計画の推進体制

(1) 西予市障害者自立支援協議会の開催

障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者及び関係団体により構成される自立支援協議会については、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関相互の連携を図る必要があります。このため、自立支援協議会においては、地域における障がい者等への支援体制に関する方について情報を共有し、適切な相談支援体制の在り方や関係機関のネットワーク構築等に関する検討・協議を行います。

また、「障がい福祉計画」を策定するにあたっては自立支援協議会の意見を聴くように努めます。

(2) 実施状況の点検、評価

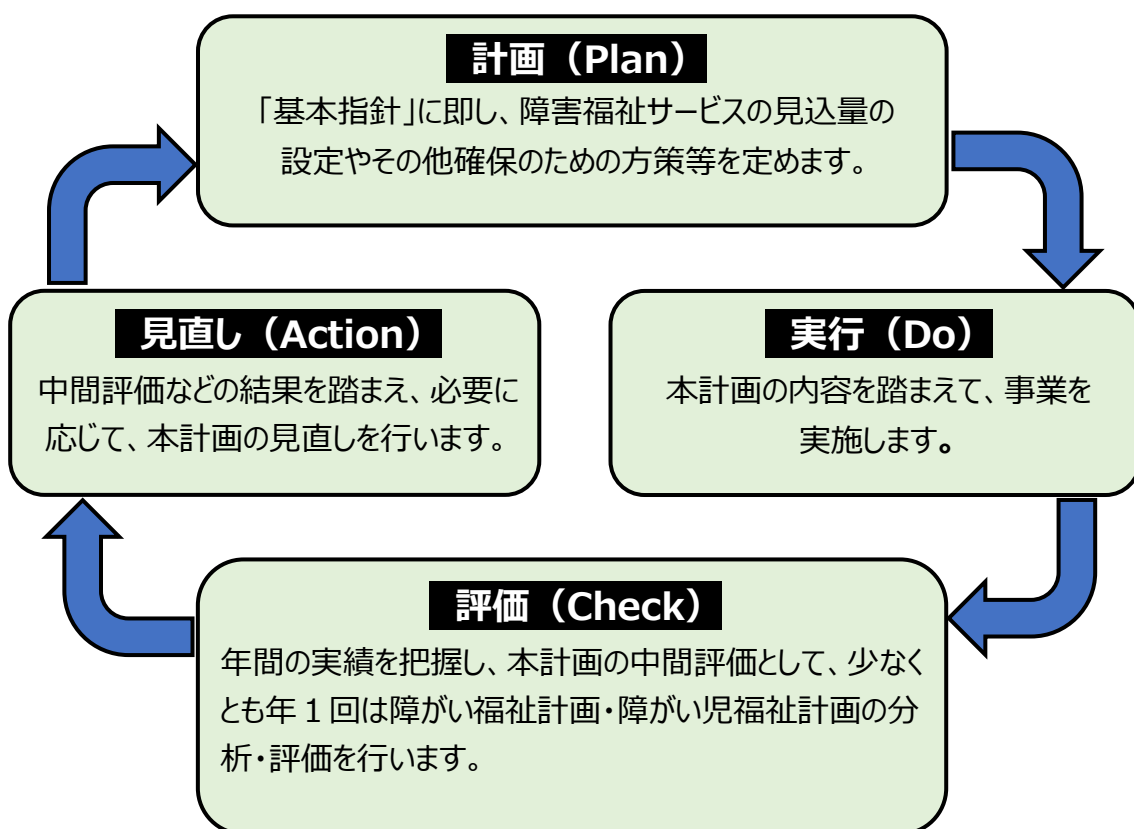
本計画は、障がい者（児）の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。

障害者総合支援法、児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に評価及び見直しを行う（PDCAサイクル）とされていることから、本市においても本章で示した各年度においてサービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を「西予市障害者自立支援協議会」において点検・評価を実施することで障がい福祉計画の進行管理を行います。

■ PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する。
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）。
改善（Action）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直します。



資料編

(1) 策定経過

年 月 日	内 容	
令和5年 6月22日	第1回 西予市障害者自立支援協議会	・計画の策定について ・アンケート調査の実施について
9月	アンケート調査実施	・対象:市内障害福祉サービス事業所 73事業所 ・方法:郵送等による配布・回収 ・回答数:68事業所 (回答率93.2%)
令和6年 1月25日	第2回 西予市障害者自立支援協議会 (書面開催)	・アンケート調査結果について ・計画(素案)等の説明について
2月14日	第2回 西予市障害者自立支援協議会 (書面開催)の結果について	・書面決議の結果について
2月16日から 2月29日	パブリックコメントの実施	・計画(素案)に対する市民意見の募集
3月12日	第3回 西予市障害者自立支援協議会	・パブリックコメント結果について ・計画(案)の採択

(2) 西予市障害者自立支援協議会委員名簿

NO	氏名	役職	団体名	区分
1	増 田 道 夫	委 員	西予市身体障害者協会	当事者団体
2	阿 部 睦	〃	西予市視覚障害者協会	
3	門 多 千 恵	〃	西予市手をつなぐ育成会	
4	成 光 スミエ	〃	西予市精神障害者地域 家族会連合会	
5	三 好 基 文	〃	(福)西予総合福祉会	サービス事業者
6	兵 頭 智 子	〃	(福)西予市野城総合福祉協会	
7	岡 上 昌 造	副会長	(福)西予市社会福祉協議会	
8	勇 康 一 郎	委 員	相談支援事業所希望の森	相談支援事業者
9	和 氣 俊 恵	〃	相談支援事業所こすもす	
10	清 水 太 一	〃	西予市教育委員会 学校教育課	教育委員会
11	菊 地 紫 帆	〃	西予市生活福祉部 健康づくり推進課	保健師
12	山 岡 薫 彦	〃	西予市商工会	商工会
13	宇 都 宮 大 輔	〃	西予市医師会	医師会
14	加 藤 美 香	会 長	西予市議会 厚生常任委員会	議会

(敬称略 令和5年6月現在)

(3) 西予市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築に向けた協議の場として、西予市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議
- (4) 西予市障害者計画及び西予市障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他障害者の自立支援について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉事務所福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成23年西予市告示第73号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第75号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第150号)

この告示は、令和5年8月4日から施行する。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発 行 愛媛県西予市

編 集 西予市福祉事務所 福祉課

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

TEL 0894-62-1111 (代)

FAX 0894-62-3055

E-mail fukushika@city.seiyo.ehime.jp
